

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
和歌山県・すさみ町共同	1	食品衛生法の施設基準の緩和による“どこでもランチ”	食品衛生法の施設基準を緩和し、町内の一般住宅どこでも有償で食事を提供できるようにする。飲食店が少なく、これまで近隣市町まで素通りしていた観光客等に食事機会を提供するとともに、住民との交流機会を創出。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における来訪者へのおもてなしを住民の無償の善意だけに頼ることなく実現できる。</li> <li>一定の収益が得られることから、一過性の取組に終わらず、継続性が確保できる。</li> <li>営業規模を制限することにより既存飲食店の営業や新規の出店を阻害しないほか、町の魅力が高まることで既存飲食店の需要が増加する相乗効果も期待できる。</li> <li>地方創生に繋がる新たなツーリズムの形態として、住民と観光客の交流機会を創出することで、観光客の満足度向上や関係人口の獲得にも繋がる。</li> </ul>	食品を調理し客に飲食させる飲食店営業を行う場合、食品衛生法上の施設基準を満たすことが必要。 主な施設基準 区画…住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。 床・内壁…床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。 洗浄設備…食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。	食品衛生法施行規則第六十六条の七（施設基準）	<p>食品衛生法の施設基準について、次のとおり緩和すること。</p> <p>【特例措置】 区画…施設について食品営業許可施設以外との兼用を認める。 床・内壁…耐水性素材以外の構造を認める。 洗浄設備…自動食器洗浄機を設置する場合、器具専用の洗浄設備を設けないこと（1槽式シンク）を認める。</p> <p>【適用要件】 食事の提供の際は調理者が同席し客とともに飲食すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1回に食事提供できる客数の上限を設定すること</li> <li>1日の提供回数に上限を設定すること</li> </ul>	厚生労働省	<p>一般住宅で不特定の者に対して反復継続して料理を提供する行為は、通常の飲食店と同様の行為であり、その他の飲食店と同様に扱われるべきものであると考える。</p> <p>なお、今回の法改正において、合理性に乏しい施設基準の地域差解消のため、各都道府県が条例で施設基準を定めるにあたり十分に参照しなければならない法令上の基準を厚生労働省令において示している。その参酌基準において、洗浄槽の数に関する規定は設けていない。</p>
和歌山県・すさみ町共同	2	自家用有償旅客運送制度の運賃制限の緩和による“だれでもタクシー”	自家用有償旅客運送制度を活用したオンデマンドタクシーを町内全域で導入。運賃はタクシー運賃と同程度とし、一定の収益を上げられる事業形態とする。民業圧迫とならないように、タクシー事業者が配車できないときのみ運行させる。本事業で得た収益の一部については、協力住民（運転手）の報酬に充てるほか、町に還元し、高齢世帯へのタクシーチケット発行のための財源とするなど、公共交通網の維持に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシーと同程度の料金で運用することにより、既存のタクシー需要を奪うことなく公共交通を充実できる。</li> <li>得られた利潤の中から地域ポイントを発行し、次回乗車時に使用できるようにすることで、タクシーの実質料金を下げることができ、タクシー需要の底上げにも繋がる。</li> <li>すさみ町に限らず、安定的な交通需要が見込めない過疎地域やⅡ種免許保持者を確保することが困難な地域において、自家用有償運送制度を活用した新たな公共交通体系の構築が期待できる。</li> </ul>	自家用有償旅客運送の旅客から収受する対価の基準については、旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること、また、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調っていることが必要	道路運送法施行規則第51条の15（旅客から収受する対価の基準）	自家用有償旅客運送制度の運賃制限を次のとおり緩和し、営利を目的とした運賃設定（タクシー同程度の運賃）を可能とすること。 ・実費だけでなく、利潤を得られるよう、タクシー運賃と同程度の運賃設定を可能とする ・地域公共交通等において協議が調った場合、営利を目的とした運賃設定を可能とする	国土交通省	自家用有償旅客運送は、採算性などの面でバス、タクシー事業者によっては十分な運送サービスが提供されない場合に認めるものであることから、運送主体を非営利団体に限定するとともに、運送対価についても、営利を目的とするようなものにならないよう一定の基準を設けているところである。
和歌山県・すさみ町共同	3	ワーケーションにおける労働時間通算規定の緩和による副業・兼業の推進	一定の要件に該当するワーケーションについては、副業・兼業時における労働時間の通算問題が生じないよう特例措置を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>副業・兼業時の労働時間の通算が不要となることから、副業・兼業人材の受入れ拡大が期待できる</li> <li>副業・兼業が自由にできる地域として、ワーケーションやテレワークの適地としての訴求力の向上が期待できる。</li> <li>長期滞在型のワーケーションにより、関係人口づくりに役立ち、ひいては定住人口づくりにも寄与する。（本県の場合、ワーケーション先進地である白浜町との比較し、特例措置の効果を検証可能。）</li> <li>働く者の個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を推進することで、令和時代の新たな働き方の実現が期待できる</li> </ul>	労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。	労働基準法第38条第1項（時間計算）	<p>次の①②のいずれかに該当するワーケーションについては、副業・兼業時における労働時間の通算問題が生じないよう特例措置を講じること。なお、いずれの場合においても、ワーケーションの期間は1週間以上継続するものとする。</p> <p>①ワーク（仕事）とバケーション（休暇）の組合せとしてのワーケーション</p> <p>【特例措置】 ・労働基準法第38条第1項の適用除外 ・労働基準法第39条第4項の適用除外（労使協定の締結を要件としない）</p> <p>【適用要件】 ・期間中、1日1時間または1週5時間（週休2日制を想定）以上の時間休暇を与えること。 ②事業場外労働と裁量労働の組合せとしてのワーケーション</p> <p>【特例措置】 労働基準法第38条の3の特例（副業・兼業の時間を含めた労働時間のみなしを認め、業務を専門業務型裁量労働制の対象業務に限定しない）</p> <p>【適用要件】 期間中は、業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと。その場合、会議等時間的拘束を受ける時間は、1日4時間または1週20時間を上回らないもの（所定労働時間が法定労働時間よりも短い場合には、その5割程度の時間）とする。</p>	厚生労働省	<p>いわゆる「ワーケーション」についても、労働者の過重労働を防止し労働者の健康等の保護を徹底する観点から、異なる複数の使用者のもとで労働する副業・兼業の場合には、時間単位年休の取得状況や使用者から労働者への業務の遂行の手段及び時間配分に関する具体的な指示の有無に関わらず、各使用者は複数の事業場での労働時間を通算して労働基準法を遵守いただく必要がある。</p> <p>また、「事業場外労働と裁量労働の組み合わせ」の意図するところが必ずしも明らかではないが、令和3年2月に作成した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」において、事業場外みなし制度を含めて、テレワークの際に活用できる様々な労働時間制度についてその導入要件等を示しており、これを活用いただきたい。</p> <p>なお、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考えます。</p>